

# オープンデータの活用と知財戦略

弁護士 山本 飛翔



## 要 約

オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、②機械判読に適したものであり、③無償で利用できるものとして公開されたデータを指す。日本でも、国や地方公共団体がオープンデータ化に積極的になり、また、それを活用する民間企業は出てきているものの、イギリス、アメリカ等と比較すると、オープンデータを活用した事業への資金注入量等の点で課題は残る。そこで、弁護士によるオープンデータ活用事業の知財戦略構築支援を通じて、オープンデータ活用の活発化を図ることが考えられる。すなわち、オープンデータ基本指針においては、オープンデータ活用の主体の1つとして「ベンチャー企業」（スタートアップ）が挙げられているところ、昨今のスタートアップへの投資金額の増加状況を踏まえスタートアップがオープンデータの活用主体となり、上記課題を解決することが考えられる。スタートアップによるオープンデータの活用にあたっては、オープンデータそれ自体は解放されたものであるものの、オープンデータを活用した事業について知財を活用し、参入障壁を設けることによって、当該事業についてエクイティファイナンス（株式を活用した資金調達）等による資金投入の前提を作ることが考えられる。なお、知財の活用方法については、オープンデータを活用した事業のタイプによって考慮しなければならないが、近年リーンスタートアップの手法（必要最小限度の機能でプロダクトをローンチし、ユーザーの反応やフィードバックを踏まえ、機能の追加や改良等を行っていく手法）が採られることが多く、プロダクトがマーケットインしてから国内優先権の期限である1年の間に有用な改良がなされることに鑑み、必要に応じて国内優先権を活用することも望ましい。また、オープンデータの活用方法によっては、「限定提供データ」（不正競争防止法2条7項）としての保護の可能性も検討する必要がある。

## 目次

1. はじめに
2. オープンデータとは
3. 国内外におけるオープンデータへの取組
  - (1) 日本においてオープンデータが注目された経緯及び政府の取組み
  - (2) 日本の各地方公共団体における実際の取組み
  - (3) 諸外国におけるオープンデータへの取組み
4. 日本における課題と知財活用の可能性
  - (1) 課題—資金供給量の不足—
  - (2) 更なる利活用の可能性—知財活用の余地—
5. オープンデータ活用における知財戦略
  - (1) 自社資産と組み合わせることにオープンデータの価値を見出す場合
  - (2) オープンデータの活用方法それ自体に工夫をしてオープンデータの価値を高める場合
  - (3) オープンデータを活用しながら新たなデータを収集して価値を創出する場合
  - (4) 総括

## 1. はじめに

近年、データの「量」と関連してビッグデータの利活用が、データの「内容」と関連してGDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）等において個人情報の取り扱いが議論され、様々な文脈において「データ」が注目を集めており、データの活用が企業の事業戦略における重要な課題の1つとなっている。そこで、本稿においては、データの「形式」と関連してオープンデータに着目し、国内外のオープンデータの活用例を参照しながら、日本におけるオープンデータ活用に際しての課題を踏まえ、弁護士によるオープンデータ活用事業の知財戦略構築支援を通じたオープンデータ活用の活発化を図るべく、オープンデータの活用における知財戦略の可能性について検討する。

## 2. オープンデータとは

オープンデータ基本指針<sup>(1)</sup>によれば、オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータを指す<sup>(2)</sup>。

- ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ②機械判読に適したもの
- ③無償で利用できるもの

上記の定義のとおり、オープンデータとは、国や地方公共団体が保有する情報に限られたものではないが、昨今の国内外でのオープンデータが活用された事例としては、国又は地方公共団体が自らの保有情報を開示し、民間企業が当該オープンデータを活用する例が多くみられ、特に日本においては国又は地方公共団体が保有するオープンデータを活用する余地がまだ多く残されていると考えられることから、本稿では、国又は地方公共団体が保有するオープンデータの民間企業による活用に着目して検討する。

なお、オープンデータの利用に際しての当該データについての著作権等の利用許諾条件<sup>(3)(4)</sup>について、営利目的の利用を禁止した場合や二次利用を禁止したデータをもオープンデータとして扱う例もあるが<sup>(5)</sup>、本稿においては、上記のオープンデータの定義のとおり、本営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたものをオープンデータとすることを前提とする。弁理士としては、依頼者が事業においてオープンデータの利用を望んでいる場合は、①上記の定義に照らし、当該データが「オープンデータ」に該当するか（特に営利目的の利用や二次利用が許可されているか否か）、②当該データが「限定提供データ」（不正競争防止法2条7項）としての保護を受けないこと（同法19条1項8号ロに該当すること<sup>(6)</sup>）を確認する必要がある。

## 3. 国内外におけるオープンデータへの取組

### (1) 日本においてオープンデータが注目された経緯及び政府の取り組み

東日本大震災時、政府は、支援制度情報を外部サービスで利用するためのAPI（Application Programming Interface）の提供を行う<sup>(7)</sup>等、被災地の情報等が様々

なチャンネル及び態様で届くよう、各種データを公開した。そして、これらの情報が企業・個人の手によって分かりやすく加工され、様々なチャンネルで展開され、多くの人に届けられた。このことをきっかけに、日本においても、政府等が保有する情報を公開し、さらにそれを利活用することの価値に注目が集まった。そこで、オープンデータの利活用を目指すべく、2012年7月、IT総合戦略本部において、「電子行政オープンデータ戦略」が策定された。同戦略においては、

- ①政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ②機械判読可能な形式で公開すること
- ③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

が基本原則とされた<sup>(8)</sup>。

「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、平成28年には官民データ活用推進基本法が制定され、同法11条により、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務化され（1項）、事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定された（2項）。平成29年には、上述のオープンデータ基本指針やオープンデータに関する政府標準利用規約<sup>(9)</sup>が制定され、政府等の保有する情報をオープンデータとして活用する土台が整えられてきた<sup>(10)</sup>。なお、オープンデータ基本指針においては、各種情報のオープンデータ化の目的の1つに、「ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化」することも明記されている。

### (2) 日本の各地方公共団体における実際の取り組み

地方公共団体の取り組みについて、都道府県レベルでは、平成30年4月30日時点で全都道府県が何らかの形でオープンデータに取り組んでいる<sup>(11)</sup>ものの、市区町村のレベルでは平成31年3月11日時点で約24%にとどまっている<sup>(12)</sup>。

もっとも、金沢市<sup>(13)</sup>、鯖江市<sup>(14)</sup>等、オープンデータ化やオープンデータの活用に積極的な市区町村も存在する。例えば、金沢市における取り組みの実例として、コード・フォー・カナザワの開発したアプリ

「5374 (ゴミナシ).jp」<sup>(15)</sup>が挙げられる<sup>(16)</sup>。環境問題が深刻化する中、ごみの適正な収集・処理は各地域で課題となっており、住民の側においても、居住地域や引越した先で、ごみに関する情報が手軽にわかりやすく入手できれば、ごみの処理状況の改善に繋がると考え、コード・フォー・カナザワは、正しいごみの捨て方に着目し、金沢市が公開している「ゴミ分別辞典」を活用して 5374.jp を開発した。

5374.jp では、一番近いゴミの日とジャンルが色分けされて上から順番に表示されており、「いつ」、「どのゴミ」を捨てればよいかが一目でわかるようにデザインされている。



(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11010/opendata/5374.html>より引用)

さらに、燃やす・資源といったゴミのジャンルをタップすると、捨てることのできるゴミの一覧を見ることができる。5374.jp のプログラムは公開されており、全国の市町村への導入が可能となっている。また、外国の自治体等でも導入可能なように英語版も用意されており、グローバルな展開も視野に入れられている。

### (3) 諸外国におけるオープンデータへの取り組み ア EU

EU では、2003 年 12 月に、公共データ (Public Sector Information。以下「PSI」という。) 利活用指令 (以下「PSI 利活用指令」という。)<sup>(17)</sup>が発せられ、加盟国は、公的機関が保有する情報の再利用が可能な場合には、商業・非商業の目的を問わずこれらの情報の再利用可能性を確保することとされた。そして、2013 年 6 月には、再利用の原則義務化、適用対象機関の拡大等について、PSI 利活用指令が大規模に改正された (国家機密や第三者の権利等の適用除外に該当

しない限り、各国政府は PSI の再利用を原則として認めるようオープンデータを義務化することや、PSI の公開に当たっては極力機械判読可能な形式とするよう努力義務を課すること等)<sup>(18)</sup>。

以上を踏まえ、イギリスでは、2011 年 11 月に、オープンデータを活用したビジネスを本格的に立ち上げるための組織として非営利団体の Open Data Institute (ODI)<sup>(19)</sup>が政府と民間資金により設立された。ODI の活動資金について、政府外公共機関である Innovate UK (旧 Technology Strategy Board) が設置する機関で、政府は、5 年間にわたって 1000 万ポンドの予算を割り当てると発表した。ODI のリーダーは、ティム・バーナーズ＝リー (Tim Berners-Lee) 氏と、サウザンプトン大学教授でオープンデータ標準の専門家であるナイジェル・シャドボルト (Nigel Shadbolt) 氏が務めている。

### イ アメリカ

2009 年に発足したオバマ政権が、市民に開かれた透明性の高い政府の実現を目指す「オープン・ガバメント」イニシアティブ<sup>(20)</sup>を推進し、連邦政府並びに州政府の保有する多様なデータの公開・共有が進んだ。

そして、アメリカにおいては、市民等の民間サイドがオープンデータ等を活用して社会課題を解決していくシビックテックの活動を支え、公共部門のイノベーションを促進するうえで、政府・地方自治体による資金供給が重要な役割を果たしている。米国の調査会社 IDC によれば<sup>(21)</sup>、2015 年にアメリカの州政府や地方政府は IT に 255 億ドルを投資したが、そのうち 64 億ドル (24%) がシビックテックを対象としたものであり、2013 年から 2018 年にかけてシビックテックへの投資は、アメリカの州・地方政府における従来の IT 投資の 14 倍の速さで増加するだろうと予測されている。さらに、アメリカでは、連邦政府や州政府・地方自治体のみならず、財団や企業がシビックテックを支援していることも特徴的である。ナイト財団によれば、民間・慈善部門による 2010 年のシビックテックへの投資額は 2500 万ドルであったのが、2011 年から 2013 年の合計は 4 億 3100 万ドル以上となった<sup>(22)</sup>。

## 4. 日本における課題と知財活用の可能性

### (1) 課題一資金供給量の不足一

以上の国内外のオープンデータへの取り組みを踏まえ、日本のオープンデータの活用について様々な課題



が挙げられているが<sup>(23)</sup>、海外に比して、オープンデータの活用が事業につながっている例が少ない点及び資金注入量が少ない点が挙げられる。すなわち、現状の日本におけるオープンデータの活用は、ボランティアによる活動に支えられている部分が小さくなく、オープンデータの活用を幅広く、かつ、継続的にビジネスへと繋げていくためには、活動資金や開発資金等が必要になるのであって、そのためには、オープンデータの活用を事業化し、資金が注入される仕組みを作る必要がある。

そこで、注目に値するのは、「ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出」がオープンデータ基本方針において言及されていたことである。昨今、ベンチャー企業（スタートアップ）への投資額は年々増加してきており<sup>(24)</sup>、オープンデータを活用する事業をスタートアップが行い、説得的な事業戦略を構築できれば、エクイティファイナンスによって十分な事業資金を獲得することが可能になるものと考えられる。

## (2) 更なる利活用の可能性—知財活用の余地—

他方、オープンデータはそれ自体が解放されているため、資金注入する前提として、資金投入後の成果を守る参入障壁を構築しなければ、投資してもすぐに後発に模倣されるリスクが残り、投資が消極的になりかねない。したがって、特に、参入障壁を既存の資産により構築しづらいスタートアップの場合、特許権等を活用し<sup>(25)</sup>、オープンデータを活用する事業における参入障壁を構築することが考えられる。そして、スタートアップには通常知財担当者がいないことを踏まえ、弁理士によるこの点についての積極的な提案が期待される。

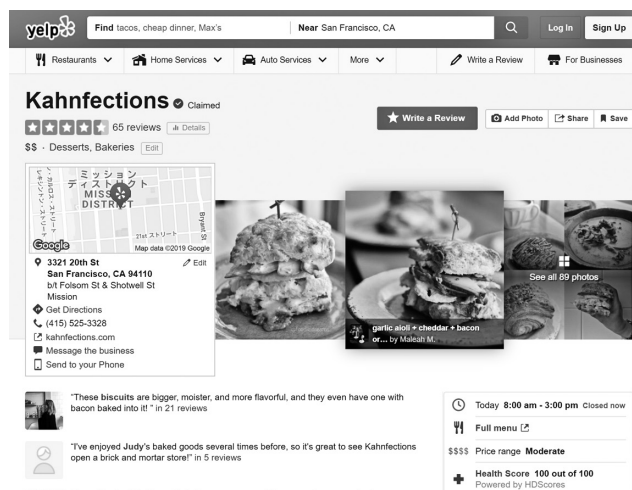
もっとも、オープンデータを活用する事業といっても、当該事業においてオープンデータがいかに活用されるかによって、スタートアップ又は大企業のいずれが適した事業なのか、また、知財を活用する方法等は異なる。そこで、以下、オープンデータの活用方法に応じて事業を類型化し<sup>(26)</sup>、当該類型における知財の活用可能性について検討する。

## 5. オープンデータ活用における知財戦略

### (1) 自社資産と組み合わせることにオープンデータの価値を見出す場合

まず、既存の資産との組み合わせに価値を見出し、オープンデータの加工それ自体はさほど複雑なものではない、というケースが考えられる。例えば、Yelp<sup>(27)</sup>の例が挙げられる。

Yelpは、2004年7月にサンフランシスコで開設されたローカルビジネスの口コミサイトで、現在1億5000万人以上のユーザー数となり、累積レビュー数はおよそ1億5000万レビューと巨大なローカル情報サービスとなっている。Yelpは、自社のプラットフォームに登録されている飲食店を、ユーザーがより安全、安心に利用できるよう、一般ユーザーからの口コミと合わせ、行政機関が有する各飲食店の衛生状態に関する情報を掲載し<sup>(28)</sup>、自社のサービスのユーザービリティの向上を図っている。



(<https://www.yelp.com/biz/kahnfections-san-francisco> より引用。右下に Health Score として衛生情報が掲載されている。現在、衛生情報については、衛生関係のオープンデータを活用して事業を営む「HDScores」<sup>(29)</sup>から情報を取得している。)

Yelpの例で考えると、他社が同じオープンデータを活用してYelpと同様のことを行おうとした場合、オープンデータである以上、データの利用自体は可能である。もっとも、Yelpが上記オープンデータの活用によりユーザービリティの向上を実現しているのは、自社のプラットフォームに数多くの口コミと共に登録されている圧倒的な飲食店の数があるからこそであり、Yelpが既に保有している資産がなければ同様の価値を生み出すことは通常困難である。他方、Yelpが各飲食店の衛生状態に関する情報について、視認性の向上等は考慮していると思われるが、加工方法に特別な工夫を施しているようには見えない。

このように、自社資産と組み合わせることにオープンデータの価値を見出す場合には、特許等の知財が決定的な参入障壁になるというより、既に保有している情報、信用力、ユーザー数等の自社資産それ自体が後発に対する参入障壁になることが多く、いわゆる大企業が活用主体になることが多い。

## (2) オープンデータの活用方法それ自体に工夫をしてオープンデータの価値を高める場合

### ア Zillow の例

これに対して、オープンデータの活用方法それ自体に工夫をしてオープンデータの価値を高める場合には、組み合わせるべき既存の自社資産のハードルが低く、オープンデータの利用が誰でも可能である以上、参入障壁の構築に特許等の知財が活用される余地は大きい。

例えば、アメリカでオープンデータの活用に積極的な都市の1つであるシアトルで2006年に設立されたZillow社の例<sup>(30)</sup>が挙げられる。Zillowは、政府の統計、国勢調査、住宅金融公庫などのオープンデータを活用し、アメリカ全土に渡る売出し中の物件以外のデータを含め1億件もの物件情報に基づき、「Zestimate」（登録商標）という不動産価格査定モデルを開発し、独自に不動産価格を査定する。Zestimateでは、固定資産税の情報と実際に支払った額、税の特例措置、租税査定人の記録など地方公共団体などが提供するオープンデータを取得し、活用する等して、現在の推定価格だけでなく過去の価格の推移（1年、5年、10年など）や物件の航空写真、近隣地

529 Headwind Way,  
Alpharetta, GA 30005  
4 beds · 3.5 baths · 2,525 sqft

Brand New Townhome, minutes to Avalon, walking distance to Marta bus station, 4 bedrooms 3.5 baths. Wood flooring throughout fully upgraded kitchen. Refrigerator, Washer & Dryer included.

**Facts and Features**

Type Townhouse	Laundry In Unit	Heating Forced air
Cooling Other	Pets No	Parking 2 spaces

FOR RENT  
**\$3,000 /mo**  
Rent Zestimate®  
\$1,995 /mo  
List your rental on Zillow. It's free!

REQUEST A TOUR

TODAY, MAY 19  
Morning Afternoon Evening

TOMORROW, MAY 20  
Morning Afternoon Evening

Your name  
Phone  
Email

+ ADD A MESSAGE

Send tour request

Cindy Chang  
★★★★★ (8)  
Maximum One Executives Realtors  
Call: (770) 624-7753

([https://www.zillow.com/homes/for\\_rent/2085193212\\_zpid/58.995311,-68.422852,9.709057,-125.200196\\_rect/3\\_zm/](https://www.zillow.com/homes/for_rent/2085193212_zpid/58.995311,-68.422852,9.709057,-125.200196_rect/3_zm/) より引用)

域の類似物件などが表示され、対象となる物件が公開されている場合は具体的な面積や寝室や浴室の数などが表示される。

Zillow は、サービスローンチ前の2005年に3200万ドル、2006年に2500万ドルをエクイティファイナンスにより調達しているが<sup>(31)</sup>、2006年の資金調達前には不動産の価値算定方法について複数の特許出願を行い、権利化している (US8676680B2, US7970674B2)。そして、2011年には、米国ナスダックへの上場を果たした。

Zillow は、不動産に関するオープンデータを、Zestimateを用いて活用し、オープンデータの価値、ひいては事業価値を高め、スタートアップとして大型資金調達に成功し、上場まで果たしており、スタートアップによるオープンデータの活用を検討するにあたって、参考になる一例といえる。そして、Zillowが創業間もない時期において、オープンデータの活用方法について特許出願を行っていたことも注目に値しよう。サービスのローンチ前に特許出願を完了させておくことで、特許出願との関係においては過度に情報を隠す必要もなくなり（その結果、具体的かつ説得的なプレゼン及びマーケティングが可能となる）、また、特許という交渉のカードが増えたZillowは、米国Yahoo社が2006年にYahoo! Real Estateを立ち上げたときから、同社と提携する等、大型の資金調達や大企業とのアライアンスに成功してきた。

### イ 国内優先権の活用

Zillowの例からも、この類型においては、参入障壁の構築に特許権等の知財が活用される余地は大きいことが裏付けられる。なお、特許出願の際、留意したいのは、国内優先権（特許法41条1項）の活用である。すなわち、近年、スタートアップでよく採られる手法として、必要最小限度の機能でプロダクトをローンチし、ユーザーの反応やフィードバックを踏まえ、機能の追加や改良等を行っていく手法（リーンスタートアップ）がある。この場合、早い段階でマーケットインするため早い段階で特許出願しなければいけないものの、他方、マーケットインの段階ではプロダクトは本当の意味では完成しておらず、マーケットインから短期間で（多くの場合、国内優先権の期限である1年の間には）プロダクトは改良されていく。そのため、当初のマーケットインの前には出願を行いつつ、その

後国内優先権を活用してユーザーのフィードバックを踏まえて改良結果をカバーできるような特許権を作りこんでいく必要がある。

### (3) オープンデータを活用しながら新たなデータを収集して価値を創出する場合

上記(1)と(2)の類型と併存しうるものとして、オープンデータを活用しながら新たなデータを収集して価値を創出する場合が存在する。例えば、2013年に福岡で創業した株式会社ウェルモ<sup>(32)</sup>の例が挙げられる。ウェルモは、全ての介護事業所にアクセスして、必要な情報を集めるには時間や手間がかかりすぎることから、市役所に相談し、当時は「オープンデータ」として扱われていたわけではないものの、「公開されている情報だから」ということで、公開情報のデータの提供を受け、事業に着手した<sup>(33)</sup>。ウェルモが次の3つのサービス提供を通じてユーザーから独自に集めた事業者情報とオープンデータが合わさることで、事業者の特徴(優劣)を表現することが可能になり、市民にとって価値ある情報発信を可能とした。3つのサービスとは、介護に関するニュースや行政情報などをまとめた介護情報サイト「ミルモプラス」、200項目以上の検索項目から介護事業所選定が行える検索機能を備え、保険請求分・自己負担分を計算できる保険点数計算サービスなどの情報もまとめた「ミルモタブレット」、通所介護事業所・住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅などが、自社の施設情報を入力することでミルモタブレットに情報を届ける営業支援や日々の稼働率などから経営管理が行える「ミルモプロ」である。なお、ウェルモは、2013年に介護用管理情報システムについての特許出願を行い(特願2013-225466)、2016年3月に7500万円(この時点で創業より累計2.1億円)、2018年6月に4.5億円の資金調達に成功している。

この類型においては、①オープンデータをわかりやすくまとめ、当該オープンデータについてのユーザビリティを上げる段階、②ユーザーの利用等、サービス提供の結果集まった情報を活用して新たな価値を生み出す段階に整理できる場合が多い。そして、ウェルモがそうであったように、①の段階でいち早くオープンデータのユーザビリティを高める見せ方を構築し、集まったデータを検討して活用方法を考え、後発が出た場合に模倣されないよう、②に入る前の段階で、②で

実装するプロダクトについて特許出願を行っておくことが有用と考えられる。なお、この類型においても、データの集積結果やプロダクトをマーケットインした後のフィードバックを踏まえた改良に対応するべく、国内優先権の活用が有効であることは(2)の類型と同様である。

なお、特にこの類型においては、「限定提供データ」(不正競争防止法2条7項)としての保護の可能性も検討する必要がある。すなわち、オープンデータそのものは「限定提供データ」としての保護を受けることはできない(不正競争防止法19条1項8号口参照)が、オープンデータ活用の過程で新たな情報を収集し、新たな価値を創出する場合は、当該新たなデータについては、「限定提供データ」(不正競争防止法2条7項)として保護される可能性がある。そのため、弁理士としては、この類型の事業を営む依頼者に対しては、新たに取得するデータについて「限定提供データ」としての保護の可能性を残すべく、データの管理体制等についての積極的なアドバイスをを行うことが求められる。

### (4) 総括

以上みてきたように、オープンデータの活用にあたっては、①強みとなる自社資産を多数保有する大企業が自社資産とオープンデータを組み合わせて活用することが効果的な場合や、②スタートアップがエクイティファイナンスによる短期かつ多額の資金投入を前提に、オープンデータの活用方法に工夫を施し、新たな価値を創出することが効果的な場合、また、③大企業・スタートアップ問わず、オープンデータの活用により集まったデータを更に活用して価値を創出することが効果的な場合が考えられる。

そして、特にスタートアップが主体となりうる②・③の場合は、使用するデータそれ自体は誰にでも開かれたものであるものの、特許を活用して、オープンデータを活用する事業について参入障壁を構築することで、外部からの資金投入の前提を構築することが可能となり、現在のオープンデータの活用における課題となっている資金注入量の不足を解消することができるものと考えられる。また、特許戦略を構築する際には、近年リーンスタートアップの手法が採られることが多いことも踏まえ、国内優先権の活用も視野に入れる必要がある。



したがって、オープンデータの活用において知財戦略が活用される余地、ひいては弁理士がオープンデータの活用に貢献できる余地はまだ大きいといえよう。

なお、蛇足にはなるが、上述のように、日本においては地方公共団体によってオープンデータの取り組みには温度差があるため、スタートアップによる知財戦略を活かしたオープンデータの活用例が増えることは、結果的に、オープンデータの活用に積極的な自治体において、地方の特性を活かしたスタートアップが増え、スタートアップが大都市圏に集中しがちといわれる現状を打破する可能性をも秘めている。この点からも、全国の弁理士による知財戦略構築支援を通じて、各地でスタートアップによるオープンデータの活用例が増えることに期待したい。

#### (注)

- (1) 平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/kihonsisin.pdf
- (2) その他にも、イギリスの Open Knowledge Foundation の定義については、https://opendefinition.org/od/2.1/en/ を参照。ここでは、いわゆるオープンデータを「Open works」と定義し、「Open works」には、(1) オープンライセンス、(2) アクセス、(3) 機械判読性、(4) オープンフォーマットの 4 つが必要であるとする。
- (3) オープンデータは、その全てが、創作性があるものとして著作権の保護対象になるわけではない（例えば単純な統計データ等。）ことには留意されたい。
- (4) 政府標準利用規約（第 2.0 版）(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2\_betten\_1.pdf) においても言及され、世界で最も利用されているパブリック・ライセンスの 1 つである、ローレンス・レッシングの提唱により生まれたクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）とオープンデータのライセンスの関係は同一のものではない。すなわち、政府標準利用規約（第 2.0 版）7) ウに記載されているように、CC ライセンスのうち、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際(https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja)に規定される著作権利用許諾条件)のみがオープンデータの利用許諾条件と互換性があるものとされている。
- (5) 例えば、「次世代ロジスティクス オープンデータ活用コンテスト」http://contest.frameworkxopendata.jp/（「応募者は、本コンテストのために主催者及び共催者が専用 web サイトに用意したデータ等及び本コンテストへの応募作品を、有償か無償かに係らず商業目的には利用できないものとします。」）等がある。
- (6) 経済産業省「限定提供データに関する指針」14～17 頁参照。https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/

guideline/h31pd.pdf

- (7) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/honbun.pdf
- (8) 電子行政オープンデータ戦略に関する提言 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704\_siryou2.pdf)
- (9) https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata\_nijiriyou\_betten1.pdf
- (10) なお、政府等のオープンデータへの取り組みや公開しているデータについては、https://www.data.go.jp/ において公開されている。
- (11) http://www.soumu.go.jp/main\_content/000578723.pdf
- (12) http://www.soumu.go.jp/main\_content/000578724.pdf
- (13) 日本で初にシビックテックの取り組みを支援するコード・フォー・カナザワが設立された地域であり、金沢市の公開するオープンデータは、地域情報発信ポータルサイトの「あるんけ金沢」(http://portal.arunke.biz/) や不動産会社のサイト、交通系情報サービスなどに利用され、2011 年度よりスマホアプリコンテスト（2015 年度より KANAZAWA オープンデータアプリコンテストに改称）を開催している。
- (14) 2014 年に株式会社 jig.jp、アマゾンデータサービスジャパン株式会社と共に、オープンデータプラットフォーム（odp）(https://odp.jig.jp/) の公開・運用に取り組み等、「データシティ鯖江」として積極的に様々な取り組みを行っている。
- (15) http://5374.jp/
- (16) 野村敦子「注目されるシビックテックの動向—金沢市におけるオープンデータの活用事例と示唆—」
- (17) “Directive 2003/98/EC on the re-use of public sector information,” Official Journal of the European Union, L345, 2003.12.31. http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:345:0090:0096:EN:PDF
- (18) “Directive 2003/98/EC on the re-use of public sector information,” Official Journal of the European Union, L345, 2003.12.31. http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:345:0090:0096:EN:PDF; “Directive 2013/37/EU amending Directive 2003/98/EC on the re-use of public sector information,” Official Journal of the European Union, L175, 2013.6.27. <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:175:0001:0008:EN:PDF
- (19) Open Data Institute Website http://theodi.org/
- (20) IT を駆使して、透明性の高い、市民に開かれた政府を実現するための政策とその背景となる概念であり、①透明性、②参加、③協業を基本原則とする。連邦政府は、Data.gov（政府保有の大量のデータを容易に検索・入手できるサイト）や Apps.gov（各政府機関のクラウドサービス利用を支援するサイト）、IT ダッシュボード（政府の IT 投資の実績や成果を可視化したサイト）などを立ち上げている。
- (21) IDC Government Insights “Civic Tech Fuels U.S. State and Local Government Transformation” November 2014
- (22) https://www.knightfoundation.org/media/uploads/publication\_pdfs/knight-civic-tech.pdf

- (23) 野村敦子「注目されるシビックテックの動向—金沢市におけるオープンデータの活用事例と示唆—」等。
- (24) 2018年の資金調達総額は3,800億円を突破し、5年連続で最高額を更新している (<https://biz.entrepedia.jp/report/jsf2018/>)。
- (25) スタートアップの特許戦略については、大谷寛「スタートアップの特許出願を巡る諸問題—現実とベストプラクティス—」パテント2014 Vol.67 No.6, 大谷寛「スタートアップの競争優位における特許出願の役割」パテント2015 Vol.68 No.5も参照されたい。
- (26) 一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構「オープンデータ利活用ビジネス事例集」[http://www.vled.or.jp/results/opendata\\_business\\_usecases.pdf](http://www.vled.or.jp/results/opendata_business_usecases.pdf) 参照。
- (27) <https://www.yelp.com/>

- (28) 2013年には、サンフランシスコ市、ニューヨーク市と提携し、行政機関が有する飲食店の衛生検査データをYelpなどのグルメ情報サイトに統合するためのオープンデータ標準「LIVES (Local Inspector Value-entry Specification)」を開発している。
- (29) <https://hdscores.com/>
- (30) <https://www.zillow.com/>
- (31) <https://jp.techcrunch.com/2006/07/25/zillow-raises-another-25-million/>
- (32) <https://welmo.co.jp/>
- (33) <http://www.fujisakikotaro.jp/blog/activity/entry3445.html>

(原稿受領 2019.5.23)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 服部 博信  
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。